

限度額適用認定証について

高額療養制度とは、1 か月あたりの自己負担限度額を超えた分の医療費が返還される制度です。

事前申請し、限度額適用認定証を提示していただくと、医療費の窓口負担が軽くなります。

保険者（協会けんぽ・組合保険・市長町等）に

「健康保険限度額認定書（所得区分の認定）」の交付申請の手続きを行ってください。

後日還付請求も受けられます。

※入院前に手続きをされることをおすすめします。お手元に届きましたら提示をお願いします。

高額療養費について

自己負担限度額

以下のとおり所得によって負担額は異なります。食事代、個室代、保険適用外などは対象になりません。

◎70 歳未満

所得区分	自己負担限度額
区分ア（標準報酬月額 83 万円以上の方）	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%
区分イ（標準報酬月額 53 万～79 万円の方）	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%
区分ウ（標準報酬月額 28 万～50 万円の方）	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%
区分エ（標準報酬月額 26 万円以下の方）	57,600 円
区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400 円

◎70歳以上

適用区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	Ⅲ課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	
	Ⅱ課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
	Ⅰ課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間上限: 144,000円)	57,600円
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯	8,000円	15,000円

※1 過去12ヶ月以内に3回以上の高額療養費該当月がある場合の、4回目以降の自己負担限度額

※2 低所得者区分1は年金収入80万円以下などが該当